

固定資産税の申告

次のいずれかに該当する方は、申告・申請が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

◆家屋を取り壊した

取り壊した家屋が登記済家屋であれば、法務局東大阪支局（☎06・6782・5106）に「滅失登記の申請」をしてください。未登記の家屋であれば、市役所に「滅失届」を提出してください。

◆家屋に特定の工事をした

次の工事をした方は、固定資産税が減額になる可能性がありますので、早めにお問い合わせください。

- ①住宅耐震改修
- ②バリアフリー改修
- ③省エネ改修（窓の複層ガラス化を含むもの）
- ④認定長期優良住宅の新築
- ⑤サービス付き高齢者向け住宅の新築

◆償却資産を持っている

土地・家屋のほか、償却資産（※）も課税対象となります。市内に償却資産をお持ちの方は、1月31日（月）までに必ず申告してください。

※償却資産とは、事業者（個人・法人）がその事業のために使う機械や備品などです。自動車税などが課税されない車両（フォークリフトなど）や、賃貸マンションの屋外構築物なども含まれます。

大和川は、水量が少なくなる冬場（12月～2月）に汚れがひどくなる傾向にあります。原因は家庭から出る生活排水です。よりきれいな大和川にするために、次の取り組みにご協力ください。

水質改善にご協力お願いします

大和川は、水量が少なくなる冬場（12月～2月）に汚れがひどくなる傾向にあります。原因は家庭から出る生活排水です。よりきれいな大和川にするために、次の取り組みにご協力ください。

【家庭ごみでの取り組み】

- 食事は食べる分量だけ作り、残らないようにしましょう。
- 食器やフライパンなどの汚れは拭き取ってから洗いましょう。
- 三角コーナーなどを使って食べ残しや残りくずを直接流さないようにしましょう。

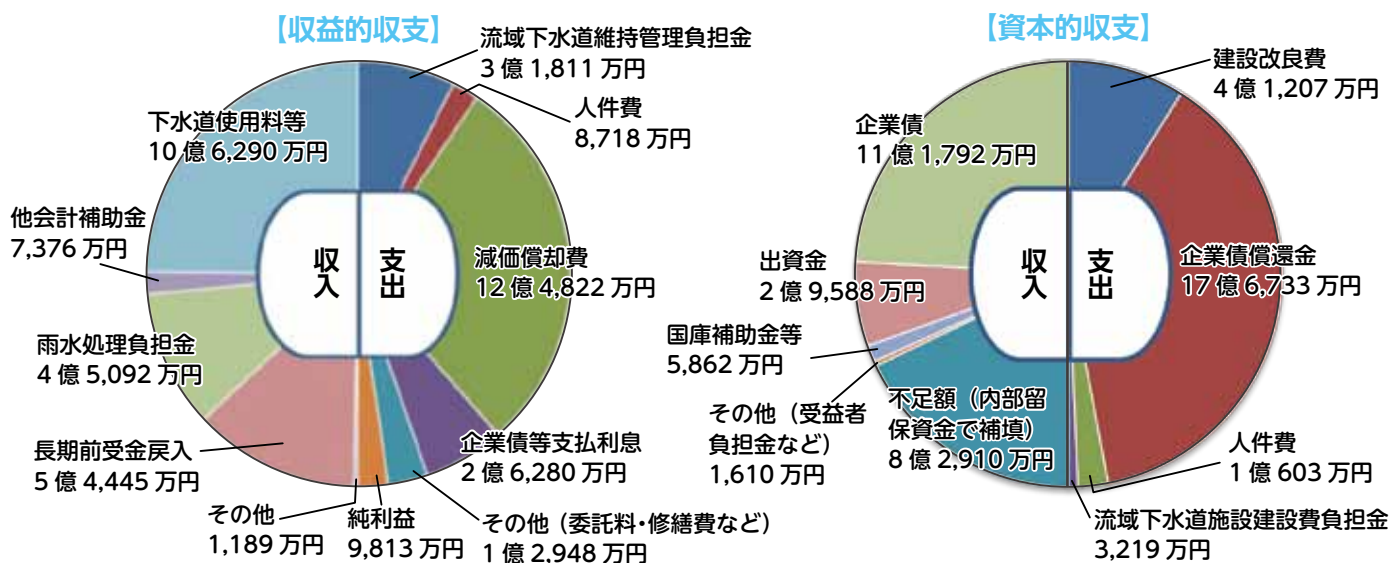
大和川流域では、2月を「水質改善強化月間」としています。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

環境対策課

☎072・972・1534



令和2年度 下水道事業会計決算状況



【決算状況の解説】

収益的収支 収益的収支における収入の決算額が、21億4,392万円となったのに対し、支出の決算額は20億4,579万円となりました。この結果、令和2年度は、企業債の償還利息などの経費の減少により前年度と比べて2,370万円多い9,813万円の純利益となりました。

資本的収支 資本的収支における収入の決算額が、14億8,852万円となったのに対し、支出の決算額は23億1,762万円となりました。収入から支出を差引した収支不足額8億2,910万円については、減価償却費などの内部留保資金で補填しました。

【2つの収支の違い】

「収益的収支」とは 排水処理や施設を維持管理するための経費とその財源をいいます。

「資本的収支」とは 下水道管や施設を建設・整備するための経費とその財源をいいます。

公営企業会計では、事業活動を正確に把握するため、この2つを区分する複式簿記を採用しています。

【下水道整備状況】

下水道整備については、公共下水道整備第7次五箇年計画に基づき事業を推進した結果、令和2年度末の下水道人口普及率は、87.9%となり、目標の87.6%を達成しました。